

平成 30 年 5 月 15 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文と申します。

今日は、参考人の皆さんには、お忙しい中ありがとうございます。

私は、上野委員に、これまで文化審議会等でもずっとこの著作権法の改正に学識の立場で携わってきたということなので、三点ほど質問をさせていただきたいと思います。

今回の著作権法の改正で、フェアユースの導入などによって法規範というのが柔軟になる一方で、法解釈の余地が逆に言えば拡大をしていくわけですね。そうなったら、それを、事業者と権利者の間で、トラブルが起きてきます、見解の違いが。最終的に誰が判断をするかとなると、これはもう訴訟の場で判断をされざるを得ないと思うんですね。そのときに活躍するのが弁護士さんであります。ただ、弁護士さんといっても非常に多様でありまして、企業の顧問弁護士をやられている方から、逆に言えば表現の自由とか人権を尊重している弁護士さんもおりますよね。

この今回の法改正について、まず、弁護士会が果たして弁護士さん全てを代表しているとは言えませんが、例えばこの訴訟に関わる弁護士会はどのような反応であったのか、その辺り、もちろん両方意見がありましたということかもしれませんが、少し御説明いただければ有り難いと思います。

○参考人（上野達弘君） ただいまの御質問ありがとうございます。

確かに、今回のような権利制限規定が解釈の余地が大きいとすると、トラブルになるということは確かにあるかもしれません。最終的には司法によって解決せざるを得ないからです。そうすると、弁護士さんがそうした著作権訴訟に関わられるということが増えてくるのかもしれないですね。

ただ、元々、著作権訴訟は非常に少ないですね、日本は特に少ないですね、年間百件ぐら

いしか訴訟はございません。ですので、それが今回の規定ができたことによってどうなるのかというのはちょっと見通しが付かないところでありますし、弁護士会としてどのようなスタンスを取っていらっしゃるかというのはちょっと私の承知するところではございませんので、その程度にさせていただきます。

○松沢成文君 ただ、先生、これだけ法解釈の余地が残るわけですね。そうすると、訴訟は間違いなく、著作権法をめぐる訴訟というのは増えますよね、そう見ていいんじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

○参考人（上野達弘君） ありがとうございます。

確かに、不明確な規定が増えると訴訟増えるという考えもあるんですけども、今回、この不明確な規定というのは権利制限規定なものですから、これは、これに適用されると、訴えられても別に大丈夫なわけなんですよね。ですから、言ってみたら被告側といいますか、訴えられる方に武器を与えているものなので、権利制限規定が増えたということは訴訟起きなくなるんじゃないかという見方もあるようでございます。

○松沢成文君 次に、今日の議論でもいろいろ、著作権法、海外ではこういうふうになっているって、米国のフェアユース規定とか、あるいはイギリスのフェアディーリング規定ですか、方式みたいなものの議論がありました。また、先ほど高木先生の質問では、EU諸国なんかはどうなっているんでしょうかというのがありました。

先生方からは、米英法と大陸法の違いみたいな御説明もあったんですが、私聞いていて非常に疑問に思ったのは中国の存在なんですよね。これもう経済大国になって、政治大国です。それで、インターネットなんかでもう情報というのはもう広域化というか、どんどん多様化していくわけですね。かなり法律よりも政治が優先してしまうようなちょっと特色を持った中国ですよね。やっぱり中国なんかは大陸法的な考えで、やっぱり個別権利制限規定のみをきちっと規定しているような著作権法体系になっているんでしょうか。

○参考人（上野達弘君） 御質問ありがとうございます。

中国は大陸法系なので、基本的には日本と同じような形で個別的な権利制限規定を持っているんですけれども、数年前から著作権法改正の検討をしております、その改正法案の中には、本当に、その個別規定の一番最後に、その他の利用について言わば一般的な受皿規定というのを提案しているんですけれども、まだまだこれは法案が法律として成立する段階にはないようでございます。

○松沢成文君 これ吉村委員にも、じゃ、ちょっといいですかね、一点聞いて。これ、中国との経済関係というのは様々難しい部分抱えています。日本の例えば企業が中国に入っても、かなり技術を、ある意味で盗まれてしまっているんじゃないかというのがありますけれども、産業活動における技術を盗むスパイ行為みたいなものも中国との間でかなりあると思うんですが、この中国の著作権規定などについて、例えば経団連から改正を要求するとか、そんなことはやったことありますか。

○参考人（吉村隆君） 御質問ありがとうございます。

当然のことながら、経済界としてのパイプとしての中国との対話というのはいろんなものがございまして。そのときにやはり、著作権に限らずではあるんですけれども、知的財産の取扱いについては、やはり日本企業側からは改善してほしいという意見は必ず出ておりますし、そのことはお伝えしているという状況にございまして。

まあ、ひどいのが多いですよ、やっぱり、というのは確かだと思いますので、いや、だから付き合わないという話にはいかなくて、ゼロ、一ではない関係を築かなければいけないわけなんですけれども、申し上げるべきところは申し上げるということの姿勢でやっております。

それから、スパイ行為というお話が先ほどございました。これについては少し前になりましたけれども、不正競争防止法の営業秘密の保護については、ここも法令の改正をしていただきました。それは中国だけを念頭に置いたわけではないんですけれども、近隣のライバルとお

ぼしき国にいろいろな営業秘密が漏れるということが非常に深刻であるということで、日本の法律としては多分異例な方だと思いますけれども、国内外で少し条件を差別を付けるような、つまり、海外が絡むと重くなるような、そういう法改正もしていただいた経緯がございます。

ということで、中国との関係は、何というか、まあにっこり握手をしながら、何というか、蹴るべきことは足で蹴っているというか、というような関係というのが現状だと思います。そういったことを言い合うことが将来的には建設的ないい関係に発展し得るというふうに信じて、申し上げることは申し上げるというスタンスでやっております。

○松沢成文君 マラケシュ条約の議論もありました。これは、先に、あれですよ、視覚障害者の情報アクセシビリティをきちっと保障するために条約というのを作って、その後にそれに合わせて国内法を整備するという形なんですけど、私、この著作権法についても、これだけインターネットで情報が広域化、多様化する中で、例えば世界で共通ルールを作るべきじゃないかという議論が出てこないのが不思議なんですよね。

例えば、二国間なり多国間の協定というのものもあるでしょうし、あるいは条約、全世界的な、普遍的なルールを作る条約。そうしないと、各国の法律でルールがかなり違って、でも、これもう取引は海外ともいろんなことをやるわけですね。そういう何か広域性、普遍性に対応できないんじゃないかと。そういう協定だとか条約を多国間で作っていかうという議論というのは全くないんでしょうか。

○参考人（上野達弘君） 御質問ありがとうございます。

確かに、近時、ボーダーレスエコノミーの時代です。インターネットを通じて著作物が流通いたしますので、ある国では権利があったり、ある国では侵害にならなかつたりと、こういうことになりますと流通を妨げてしまうことになります。したがって、著作権制度のハーモナイゼーション、国際的な調和というのは非常に重要な課題であります。

国際条約はもう百年以上前からあるわけですがけれども、ただ、それはどうしても時代遅れになってまいります。インターネットに対応した条約というのも九六年、九五年にできましたけれども、またそれも古くなってしまっ、どうするのかということは常に課題になっております。

マラケシュ条約というのは、これ権利の制限に関する条約なんですけれども、権利自体の条約というのもお重要ではないのかということで、今一応W I P Oの中では、放送機関に関する条約というのが審議されているところではありますけれども、更にこれは進めて、検討していく必要があると認識しております。

以上です。

[○松沢成文君](#) 時間ですので、どうもありがとうございました。